

第2章 人権教育・啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条では、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と規定されています。

また、同法第3条では、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるように行わなければならない」としています。

令和4（2022）年度に実施した「人権に関する県民意識調査」では、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思ふか尋ねたところ、「学校や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」（65.5%）、「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権に意識の高揚に向けた啓発活動や様々な施策を積極的に行う」（38.8%）の順に高くなっています。

全ての県民が人権に関する正しい理解と認識を深め、「人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり」をしていくために、人権の意義やその重要性が知識として身に付くよう、教育・啓発活動に取り組むとともに、日常生活のなかで人権への配慮が態度や行動に現れるよう、関係機関とも連携しながら、学校、家庭、地域社会、職場など、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

1 人権教育

本県では、「高知県人権教育基本方針」※₁及び「高知県人権教育推進プラン」※₂を策定し、人権尊重の観点に立った就学前教育・学校教育・社会教育の推進を図ってきました。

これまでの取組を踏まえ、様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭、地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ、広く県民に人権尊重の精神が涵養されるよう、次のとおり重点項目を定め、人権教育を総合的に推進します。

県民が主体となる人権教育

県民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人ひとりが人権問題に関する正しい理解と認識を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むことができるよう人権教育を推進します。

生涯学習の視点に立った人権教育

幼児から高齢者にいたるそれぞれのライフステージに応じて、保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域社会において、相互に連携を図りつつ、県民一人ひとりの生涯を通じた人権教育を推進します。

※1 「高知県人権教育基本方針」：平成14（2002）年4月策定、令和3年2月改定（高知県教育委員会）。あらゆる教育の場で、人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動に取り組む人権教育の基本方針を定めています。

※2 「高知県人権教育推進プラン」：平成15（2003）年3月策定、令和2（2020）年3月改定版策定（高知県教育委員会）。「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「高知県人権施策基本方針」、「高知県人権教育基本方針」に基づき、人権教育を基盤とした高知県の教育施策の方向性や取組を示しています。

推進プランに掲げる人権尊重の理念や具体的な取組等については、高知県の「教育等の振興に関する施策の大綱」や、高知県教育振興基本計画に位置付け、一体となって人権教育を推進しています。

人権感覚を培う人権教育

県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分や他者を大切に、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けることができるよう人権教育を推進します。

共生の心を醸成する人権教育

自分や他者の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進します。

これらを踏まえて、全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりを目指し、あらゆる人権課題を解決するために、保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域社会において、人権教育を推進します。

(1) 就学前教育・学校教育

【現状と課題】

子どもたちの発達段階等を踏まえて、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を向上させるために、一人ひとりを大切にする心を育む教育を推進することが必要です。

これまで、学校等では人権に関する様々な課題について、子どもたちが授業で学習したり、学級（ホームルーム）で話し合ったりするなどの取組が行われてきました。

しかし、現在、学校等での子どもたちを取り巻く状況は、子ども同士や子どもと教員等の人間関係づくりの困難さ、厳しい家庭環境等の要因が複雑に絡み合い、いじめやインターネット上での誹謗中傷などの書き込みや、暴力行為などの問題行動の出現につながるなど、子どもの人権に大きな影響を与えてしまうことがあります。

こうしたことから、学校等と家庭や地域とが連携し、子どもたち一人ひとりの理解のもと、生命を大切に、自分や他者の人格を尊重し、個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育成することが必要となっています。

これまでには、いじめの問題を発端とする道徳の教科化が小学校では平成30（2018）年度、中学校では平成31（2019）年度から実施されています。「特別の教科 道徳」の時間では、教科書が使用され、答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの児童・生徒が自分自身の問題として捉え、「考える道徳」「議論する道徳」へと授業の質的転換を図っています。

【施策の展開方向】

子どもたちの発達段階等を踏まえて、教育活動全体を通じて一人ひとりを大切にする心を育む教育を推進し、基本的人権を尊重し合い、人権課題の解決に向けて主体的に行動できる子どもたちの育成を目指します。

ア 発達段階に即した人権教育の推進

各教科、特別活動、総合的な学習の時間などで人権教育を展開する場合は、人権教育の目標と各教科等の目標を明確にしたうえで、相互の関連を図りながら、人権に関する知的理解に加え、人権感覚を育む教育を推進します。

(ア) 互いに尊重し助け合う心と態度を育む教育活動の推進

自分や他者の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた達成感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育みます。

(イ) 体験的な活動の充実と家庭や地域社会との連携

子どもたちの発達の特性を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障害のある人等との交流など、豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

(ウ) 保育所・幼稚園等、小・中・高等学校等の連携による人権教育の推進

保育所・幼稚園等、小・中・高等学校等の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てます。

特に、幼児期の教育については、人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、保育所・幼稚園等と小学校との一層の連携と、発達の特徴を踏まえ人権尊重の精神の芽を育む指導の工夫に努めます。また、発達に応じた保護者の役割について研修の機会などを提供していきます。

イ 人権教育の研究推進

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の工夫・改善を図ります。

ウ 相談・支援体制の充実

各学校等へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、いつでも安心して相談できる体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り、いじめ等の人権侵害を受けた幼児、児童生徒の心のケアに努めます。

また、心の教育センターでは、子どもを取り巻く多様な相談を一元的に受理し、相談者に寄り添うとともに、学校及び関係機関との密接な連携を図りながら課題の解決・改善に向けて支援を行っています。

エ 教職員に対する研修会等の充実

教職員が人権問題に関する理解を深めるための人権教育研修会の実施や、学習資料及び指導資料などの作成・配付に努め、教職員の指導力の向上を図ります。

また、人権教育の研究指定校による実践的な取組、いじめや児童虐待の防止に向けた研修などにより、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。教職員の人権感覚が養われ、学校生活のあらゆる場面において、人権教育を基盤とした学校運営ができることを目指します。

(2) 社会教育

【現状と課題】

地域社会は、人々との日常の交流を通して、善悪を判断し、お互いの人権を尊重する意識や相手を思いやる心を育む学習の場です。

また、家庭は、家族間でのふれあいを通して、他者への思いやりや生命の尊重、人間の尊厳など、人権に関する基本的な学習の場として、さらに、人格を形成する場として、重要な役割を担っています。

しかし、子どもや高齢者、障害のある人への虐待、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：以下、DV）※3など、様々な人権問題が依然として存在しています。

これまで、公民館などの社会教育施設における人権に関する学習機会の提供や、地域住民が交流する活動を通じて、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んできました。

この成果を生かしながら、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について、さらに理解と認識を深めるとともに、新たな社会情勢なども踏まえ、学習機会の一層の広がりを図るため、先進的な取組による成果等も取り入れながら、学習意欲を喚起する内容や方法を工夫・改善していくことが必要です。

【施策の展開方向】

地域社会における身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、参加体験型学習を取り入れるなど、意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めます。

また、人権に関する幅広い識見のある人材を活用していくとともに、人権教育の指導者の育成を図ります。

ア 家庭における人権感覚の定着と家庭教育支援体制の充実

家庭において、子どもに生命の大切さや人権を守ることを家族が教えるなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、PTAをはじめとする社会教育関係団体等との連携を図りながら、親子で人権問題を学ぶ機会を提供するなど家族のふれあいを深めることができる体験活動などの充実に努めます。

イ 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、県民の人権意識を高める学習機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施するなどして、人権に関する地域社会の教育力の向上に努め、それぞれの世代が生涯を通じて学習できる人権教育の充実に努めます。

ウ 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し態度や行動に結び付くよう、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善を図ります。

※3 「ドメスティック・バイオレンス：以下、DV」：一般的には「夫婦や恋人など親密な関係にある男女間における暴力」という意味で使われます。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあり、最近では若者間での「デートDV」が問題となっています。なお、DVについては、女性だけでなく、男性が被害者になるケースもあります。

県の取組（人権教育全般）

取組番号	取組の名称	担当課
1	人権教育推進事業	人権教育・児童生徒課
2	園内研修支援事業	幼保支援課
3	人権教育セミナーの実施	教育センター
4	私立学校を対象とする訪問指導、研修会等	私学・大学支援課

達成目標（KPI）

目標設定指標	出発点（R4）	目標値（R10）
「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う」児童生徒の割合（強肯定の回答をした割合） ＜全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査（小学6年、中学3年）＞	小6：32.5% 中3：32.6%	60%以上
「立場や年齢、考え方の異なる相手でも、その意見を聞き、理解しようとしている」生徒の割合（強肯定の回答をした割合） ＜高知県オリジナルアンケート（高校生）＞	高1：49.1% 高2：48.2% 高3：56.3%	80%以上
「人権参観日やPTA人権教育研修会を実施している」学校の割合 ＜県の人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞	R6より新設指標	100%

2 人権啓発

全ての県民が、人権尊重の理念についての理解を深め、様々な人権問題に対して、自分自身の課題としてとらえ、その解決に向けて人権尊重の意識が態度や行動として日常生活のなかに現れるよう、あらゆる機会や場を通じて、より効果的な啓発活動に取り組みます。

また、誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。このため、次のとおり重点項目を定め、人権啓発を総合的に推進しています。

各種広報媒体を活用した啓発活動

人権意識を高めるために、テレビやラジオ、インターネット、新聞、冊子やポスターなど、多様な媒体を活用した啓発活動を展開します。

効果的な啓発活動

県民が人権を身近なものと感じることができ、自ら考えて行動することができるように、人権に関する講演会や研修会において、基本的な知識の習得につなげるとともに、家庭や地域、職場等で起こる身近な人権課題をテーマとするなど、効果的な啓発活動を行います。

高知型地域共生社会の実現に向けた取組

県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに暮らし続けることのできる高知県を目指し、令和5（2023）年に策定する第4期高知県地域福祉支援計画において、「誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会」を計画全体の理念に掲げ、取組を推進していきます。

（1）企業等への啓発

【現状と課題】

企業の社会的責任（CSR）という考え方が広まる中、人権への配慮がますます重要となっています。

このため、企業等では、地域社会における社会貢献や、就職の機会均等を図るための公正な採用、誰もが働きやすい職場環境づくりなどの取組が進められています。

しかし、職場でのパワー・ハラスメント^{※4}やセクシュアル・ハラスメント^{※5}など、様々なハラスメント問題が依然として存在しています。

※4 「パワー・ハラスメント」：同じ職場で働く者等に対して、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場等の環境を悪化させる行為をいいます。なお、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間など、様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

※5 「セクシュアル・ハラスメント」：一般的には性的な嫌がらせなどをいい、職場においては、労働者の意に反する「性的な言動」に起因するもので、「対価型」と「環境型」があります。「対価型」とは、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が解雇、降格、減給などの不利益を受けることです。「環境型」とは、労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、その労働者が就業するうえで看過できない程度の支障が生じることです。

令和元（2019）年には、「労働施策総合推進法」※6が改正され、職場におけるハラスメント対策が強化されました。令和2（2020）年6月からは大企業の事業主に、令和4（2022）年4月からは中小企業の事業主に、職場におけるパワー・ハラスメントの防止対策が義務づけられました。あわせて、労働者が事業主にハラスメントに関する相談をしたこと等を理由とする不利益の取扱いの禁止など、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました。

また、令和2（2020）年には、国が『『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）』を策定し、人権を尊重した行動を取るよう企業に求めています。

さらに、令和3（2021）年に障害者差別解消法が改正され、令和6（2024）年4月から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

今後は、これまで以上に人権意識のある組織や人材の育成、顧客や労働者等の人権に配慮した対応が重要になり、人権尊重の取組を通じて、企業等の健全な成長につなげていくことが求められています。

【施策の展開方向】

企業等の社会的責任と人権などについて、関係機関と連携して啓発を進めていきます。

また、企業等において、人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にしたい組織づくりが進むよう、各種業界団体や経営者等との連携を図り、企業等が行う人権啓発研修への講師の派遣・紹介などを通じて、職場における人権啓発活動に対する支援を促進します。

さらに、企業等の自主的な取組を支援するため、啓発冊子の配布などによる情報提供を行います。

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等については、人権啓発全般の対策として取り組んでいますが、事業主に対しては、国とも連携して啓発を進めていきます。

（2）県民への啓発

【現状と課題】

より多くの県民が啓発活動に触れることで、人権に関心を持つことができるよう「人権週間」※7や人権課題ごとの啓発月間・週間などを中心に、テレビやラジオ、新聞などのマスメディアによる啓発、冊子やポスターによる啓発、講演会などのイベントを継続的に実施してきました。

しかし、DV被害や、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、いじめ、犯罪被害者等への人権侵害、ハラスメントなどの人権問題が顕在化していますし、インターネット上では人権侵害にあたる差別的な書き込みが後を絶ちません。

令和4（2022）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」においても、国民一人ひとりの人権意識が、4～5年前に比べて高くなっていると思う（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合が43.5%と半数を切っています。

こうした状況を踏まえて、これまでの取組を継続して実施していくとともに、SNSの活用など、さらなる啓発方法の工夫・充実や、県民が参加しやすい講演会やイベントを実施していくことが必要となっています。

※6 「労働施策総合推進法」：平成30（2018）年7月施行。正式名称は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」。労働者が生きがいをもって働ける社会の実現を目的として成立した法律です。

※7 「人権週間」：期間は12月4日から10日まで。国連で世界人権宣言が採択された12月10日（世界人権デー）を最終日とする1週間を期間と定め、関係機関や団体等と協力し、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけています。
なお、県はこの「人権週間」の期間中に、広く県民の方々が参加できる「人権啓発フェスティバル」を毎年、開催しています。

【施策の展開方向】

県民一人ひとりが、様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得し、人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりの当事者であるという認識のもと、身近な人権問題に関する講演会や講座の開催、啓発物の配布、関係機関等と連携した啓発イベントの開催、マスメディアやSNSを活用した広報などの効果的な啓発を推進します。

さらに、「(公財)高知県人権啓発センター」※8による啓発活動の充実や、市町村・企業等が行う研修への講師の派遣、啓発資料の提供を行うとともに、関係機関同士の連携強化に努めます。

(3) 高知型地域共生社会の実現に向けた取組

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化に加え、昨今のコロナ禍やデジタル化の進展などにより人との接触機会が減少し、地域のつながりや支え合いの力が弱まることで、孤独・孤立が社会問題化しています。

さらに、8050問題※9やヤングケアラー※10など、これまでの縦割りの制度サービスでは解決が難しい複雑化、複合化した課題が顕在化しています。

【施策の展開方向】

こうした課題に対応するため、高知県では、令和4年度から「高知型地域共生社会」の取組を進めています。具体的には、誰も制度の狭間に陥ることがないように、分野を超えた多機関協働型の包括的な支援体制の整備を行政主体の「たて糸」として進めます。併せて、地域のつながりや支え合いの力の弱まりに対応するため、「つながり」を実感できる地域づくりを地域主体の「よこ糸」として進めます。

特に、誰にでも起こりえる生きづらさや困りごとなどで陥る可能性のある社会的孤立などの問題には、「よこ糸」の取組が重要になります。

そのため、オール高知の取組として、民生委員・児童委員や社会福祉法人、地域の企業・団体といった多様な主体の参画のもと、人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりや、あったかふれあいセンターなどの地域資源を活用した居場所や社会参加の場づくりに取り組みます。

加えて県民の理解促進と参画意識の醸成を図るため、福祉教育の充実やボランティア活動の推進のほか、あらゆる機会を活用し、高知家地域共生社会シンボルマークを活用した情報発信や、「高知型地域共生社会」を冠したイベントの開催といった啓発に取り組みます。

※8「(公財)高知県人権啓発センター」：あらゆる人権に関する問題について県民の理解と認識を深め、その解決を図るための人権に関する啓発事業や講演会、県内の職場などで行われる研修等への講師派遣などを実施しています。

なお、現在、高知県立人権啓発センター※Fの指定管理者となっています。

※F「高知県立人権啓発センター」：昭和58(1983)年に開設されました。ホールや視聴覚室の貸出や、人権関係の図書・視聴覚教材の貸出・閲覧を行っています。

※9「8050問題」：80代の親が50代のひきこもりの子どもを抱える世帯のこと。

※10「ヤングケアラー」：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

(4) 人権に関わりの深い職業に従事する職員の研修等

【現状と課題】

人権が尊重される社会を築いていくためには、県民一人ひとりの人権意識を高めていくことが重要ですが、特に、行政職員、教育職員、警察職員、消防職員、福祉関係職員、医療関係職員など、人権に関わりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる職員に対する人権教育・啓発を行う必要があります。

これまでも研修機関での研修や職場内研修などに取り組んできましたが、人権尊重の理念を理解し、公権力の行使による人権侵害などにも十分配慮して、人権の視点に立って職務を行うことができるよう、様々な人権課題や具体的な人権侵害の事例を参考にするなどして、より一層の研修・啓発を充実させることが求められています。

【施策の展開方向】

行政職員には、人権問題の解決に向け積極的に取り組むなど、全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりを実現するために、先導的な役割を果たすことが求められており、職員一人ひとりが人権の視点に立って職務を行うことが必要です。

特に、日常業務において、公権力の行使に係わる職員や県民と接する機会の多い職員、社会的に弱い立場におかれている人たちと接する機会の多い職員などは、職務の内容に応じたきめ細かな人権感覚を身に付けて職務に従事することが必要です。

児童生徒の学力の向上や健全な育成を図るとともに、児童生徒の人権を擁護すべき立場にある教育職員には、確かな人権感覚と豊かな人間性、幅広い教養、児童生徒を直接指導する実践力や保護者との連携協力といった資質能力が必要です。

個人の生命や財産を保護し、公共の安全と秩序の維持に当たることを責務としている警察職員は、常に地域住民の人権に配慮して職務に従事することが求められています。

地域住民の生命と財産を守る重要な役割を担っている消防職員は、常に人権に配慮して職務に従事することが重要です。

子ども、高齢者、障害のある人など、ともすれば人権侵害を受けやすい社会的に弱い立場にある人たちと接する機会の多いケースワーカーや、民生委員・児童委員、保育士、訪問介護員（ホームヘルパー）、社会福祉施設職員等の福祉関係職員は、人権が尊重される社会の実現に深い関わりを持っている職務の担い手であることを自覚し、常に人権意識を持って職務に従事することが必要です。

県民の生命に直接関わる医師や看護師等の医療関係職員は、インフォームド・コンセント^{※11}やプライバシーへの配慮など、常に患者の人権を尊重して職務に従事することが重要です。

※11 「インフォームド・コンセント」：説明と同意のことで、医師は患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療に必要な費用について、十分かつ、わかりやすく説明する義務があると言われています。また、その時、患者は自分の身体の中でどのようなことが起こっているのかを知る権利があり、医師から十分な説明を受けて、疑問を解消し、納得した上で治療を受けることに同意することを併せて言います。

県の取組（人権啓発全般）

取組番号	取組の名称	担当課
5	市町村人権教育・啓発担当者の研修会	人権・男女共同参画課
6	市町村による講演会やイベント等の啓発活動への支援	人権・男女共同参画課
7	隣保館職員の研修会、隣保館運営指導の実施	人権・男女共同参画課
8	（公財）高知県人権啓発センター講師による人権研修や人権リーダー養成講座（企業対象）の実施	人権・男女共同参画課
9	人権啓発フェスティバル等の開催	人権・男女共同参画課
10	人権啓発講演会や映画上映会（県民対象）の実施	人権・男女共同参画課
11	（公財）高知県人権啓発センターにおける人権相談の実施	人権・男女共同参画課
12	マスメディアを活用した啓発、人権相談窓口の広報・周知	人権・男女共同参画課
13	公共交通機関を活用した人権啓発広告	人権・男女共同参画課
14	様々な広報媒体等を活用した人権啓発の充実（季刊誌、ホームページ、SNS、DVD等）	人権・男女共同参画課
15	人権啓発活動団体への支援	人権・男女共同参画課
16	スポーツ組織等との協働イベントの開催	人権・男女共同参画課
17	市町村の包括的な支援体制の整備	地域福祉政策課
18	高知県の地域の見守り活動に関する協定	地域福祉政策課
19	ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトの推進	地域福祉政策課
20	「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業	農業政策課 森づくり推進課 水産政策課

達成目標（KPI）

目標設定指標	出発点（R4）	目標値（R10）
「あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、4～5年前に比べて高くなっていると思う（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合 〈県の人権に関する県民意識調査〉	43.5%	60%以上
「自分の人権が侵害されたと思った時に、何もなかった」の割合 〈県の人権に関する県民意識調査〉	33.0%	20%以下